

ふじかわ子ども・子育てプラン

第三次富士川町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

子どもの未来を
地域全体で支えるまち

ふじかわ



令和7年3月

富士川町

● 計画策定の背景・趣旨

令和6年度をもって「第二次富士川町子ども・子育て支援事業計画」が終了することを受け、令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とする「第三次富士川町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

少子化の加速や核家族化、働き方の多様化など、子どもや家庭を取り巻く環境が急速に変化しています。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた社会構造の変化は、地域における子育て支援の課題を一層顕在化させました。こうした背景から、地域全体で子どもたちを支え、安心して生活を送れる環境を整備することが重要となっています。

本計画では、これまでの取り組みを基盤とし、多様なニーズに対応するため、町全体で連携して包括的で切れ目のない支援体制を構築します。そして、子どもたちが健やかに成長し、子育て家庭が希望を持って暮らせる社会の実現を目指します。

● 計画の位置づけ

町の最上位計画である「富士川町総合計画」との整合性を保持し、地域全体の持続的なまちづくりの一環として策定されています。また、以下の国や県の動向及び町の関連計画との連動を図りながら進められています。

■ 国の動向

子ども基本法に基づく「こども大綱」は、すべての子どもが健やかに成長できる“こどもまんなか社会”的実現を目指し、以下の基本方針に基づいています。

1. こどもを権利の主体とし、多様な個性を尊重し最善の利益を図る
2. こどもや子育て当事者の視点を尊重し、対話を通じて進める
3. ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供
4. 成育環境を整え、全てのこどもが幸せに成長できる社会づくり
5. 若い世代の生活が安定し、子育てに希望を持てるよう取り組む
6. 関係省庁や地方公共団体、民間団体等との連携の強化

これらに加え、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」など、国の関連法令や計画とも整合性を図っています。

■ 県の動向

山梨県の「第1期山梨県こども計画」は、子どもの誕生前から切れ目なく育ちを支えること、はじめの100か月を支える環境の充実、将来に対する希望の形成と実現の支援、困難な状況にある子ども・若者への支援、貧困の解消と連鎖の防止、良好な成育環境の確保を基本方針として掲げています。これらの方針と連携し、地域特性を生かした支援体制を強化しています。

■ 町の関連計画との連動

「富士川町地域福祉計画」「富士川町健康増進計画」「富士川町教育振興計画」など、福祉・健康・教育に関する関連計画と密接に連携します。以下の方針を基盤とし、全ての子どもが権利を尊重されながら、健やかに成長できる町づくりを推進します。

- 子どもの成長と権利を大切にする
- 子育て当事者が希望を持って安心して暮らせる支援
- 地域全体で子どもを育む共生社会の推進
- ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供

また、これまでの取り組みを発展させ、次世代育成支援や子どもの貧困対策、若者の自立支援など、多様な課題に対応する施策を推進します。

● 計画の期間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ふじかわ子ども・子育てプラン (富士川町子ども・子育て支援事業計画)			第二次					第三次		

● 総合目標

子どもの未来を地域全体で支えるまち ふじかわ

富士川町は、子どもが心身ともに健やかに成長し、子育て家庭が安心して生活できる環境を地域全体で支え合う町を目指します。地域の特性を生かしながら、子どもたちの未来のために協力し合い、社会全体で子どもと家庭を支える持続可能な地域社会を構築します。

● 基本方針

1. 子どもの成長と権利を大切にする

子どもがその生まれを喜び、多様な個性が尊重されながら成長できる社会を目指し、子どもの権利と最善の利益が最大限に配慮される環境を整えます。子どもや町民に対して「子どもの権利」について理解が深まるよう努めます。

2. 子育て当事者が希望を持って安心して暮らせる支援

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる体制を整備し、育児や家事における男女の参画を促進しながら、すべての子育て家庭が安心して生活を送れるよう支援します。

3. 地域全体で子どもを育む共生社会の推進

子どもは地域社会全体の大切な存在であるため、子どもの意見を聞き、地域の住民が協力し温かく支える共生社会を目指します。地域社会が一丸となり、すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

4. ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供

妊娠期から出産、育児期に至るまで、各ライフステージに合わせた支援が途切れなく提供される体制を構築し、子育て世代包括支援センターと地域資源と連携しながら支援を充実させます。



● 施策体系

基本目標	施策	施策の方向
1 すべての子育て家庭を支援する	1) 地域における子育て支援の充実 2) 経済的負担の軽減 3) 児童の健全育成の推進	(1) 子育て支援のネットワークづくりと相談体制の充実 (2) 情報提供や地域子育て支援拠点の充実 (1) 子育てに伴う経済的負担の軽減 (2) 医療費助成、各種給付金の充実 (1) 団体活動の充実 (2) 地域行事への参加の促進 (3) 非行防止への取り組み
2 仕事と家庭生活の両立を支援する	1) 保育サービスの充実 2) ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 保育サービスの充実 (2) 保育内容の充実 (3) 保育施設の充実 (1) ワーク・ライフ・バランスの啓発 (2) 育児休業制度等の普及啓発
3 子どもの健やかな成長を支援する	1) 健康の保持・増進 2) 食育の推進 3) 思春期保健対策の推進	(1) 妊娠と出産の支援の充実 (2) 子どもや母親の健康づくり (3) 医療体制の充実 (1) 望ましい食習慣の定着 (2) 関係機関との連携による食育の推進 (1) 思春期の心の問題に対応した教育の充実 (2) 学校における相談体制の充実
4 配慮が必要な子どもと家庭を支援する	1) 児童虐待の防止 2) ひとり親家庭の自立促進 3) 障害のある子どものいる家庭への支援 4) 子どもの貧困対策の推進	(1) 児童虐待のないまちづくり (1) ひとり親家庭の自立支援の推進 (1) 一人ひとりに対応した療育、教育の推進 (2) 発達障害児への支援の充実 (3) 障害児の放課後児童クラブでの受け入れの充実 (1) 地域との連携による支援 (2) 経済的支援
5 子どもの教育環境を充実させる	1) 特色ある学校教育の充実 2) 家庭や地域の教育力の向上 3) 未来の親の育成	(1) 一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実 (2) 地域と学校との連携・協力による多様な体験活動の推進 (1) 家庭教育支援の充実 (2) 地域交流の促進 (1) 乳幼児とふれあう機会の確保 (2) 青少年健全育成の推進
6 安心して子育てできる環境をつくる	1) 安心して暮らせるまちづくり 2) 交通安全対策の推進 3) 子どもたちの安全確保	(1) 公共交通の確保と地域施設の整備 (2) 遊び場やスポーツ環境の整備 (3) 良好的な居住環境の確保 (1) 交通事故防止対策の推進 (2) 歩道整備・改良の推進 (3) チャイルドシート着用の推進 (1) 犯罪等の被害から子どもを守るための活動の推進 (2) ふれあい 110 番の家の活動充実

● 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

■ 教育・保育提供区域の設定

町内全域を一区としてサービス提供の目標値を定めます。



1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設

(1) 1号、2号認定 (3~5歳児)

(人)

		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度	
		1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定
①量の見込み (必要利用定員総数)		20	214	18	205	11	180	12	184	10	175
②確保方策	特定教育・保育施設 (町内・町外)	幼稚園・認定こども園	20	24	18	20	11	15	12	19	10
	保育所	－	190	－	185	－	165	－	165	－	160

(2) 3号認定

(人)

		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度	
		0歳	0歳	0歳	0歳						
①量の見込み (必要利用定員総数)		19	19	18	18	18	18	16	16	15	15
②確保方策 特定教育・保育施設等 (町内・町外)		19	19	18	18	18	18	16	16	15	15
③保育利用率 (0歳児の推計児童総数のうち、 ニーズ量の割合)		32%	32%	30%	30%	30%	30%	27%	27%	25%	25%

(人)

		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度	
		1歳	2歳	1歳	2歳	1歳	2歳	1歳	2歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		53	57	54	48	54	52	54	51	54	51
②確保方策 特定教育・保育施設等 (町内・町外)		53	57	54	48	54	52	54	51	54	51
③保育利用率 (1・2歳児の推計児童総数のうち、 ニーズ量の割合)		94%	78%	96%	65%	96%	71%	96%	69%	96%	69%

2) 特定子ども・子育て支援施設等

(1) 新1号、新2号、新3号認定 (満3~5歳児)

現在の教諭数で、定員に空きがある状態なので、今後途中入所が増えても受け入れができる状態です。町内唯一の幼稚園なので、今後も現状を上回るサービス量を確保していきたいと考えています。

3) 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み (実数)		38	38	38	38	38
②確保方策	実人数	38	38	38	38	38
	施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(2) 一時預かり事業

〈幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業〉

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み (延べ人数)		2,130	2,130	2,130	2,130	2,130
②確保方策	延べ人数	2,130	2,130	2,130	2,130	2,130
	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

〈保育所、地域子育て支援拠点事業を対象とした一時預かり事業〉

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み (延べ人数)		107	106	106	106	106
②確保方策	合計	107	106	106	106	106
	一時預かり (町立保育園)	27	26	26	26	26
	施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	ファミリーサポート事業(延べ人数)	80	80	80	80	80

(3) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み (延べ人数)		—	7	7	7	7
②確保方策 (延べ人数)		—	7	7	7	7

(4) 子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポート事業) ※就学時のみ

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み (延べ人数)		40	40	40	40	40
②確保方策 (延べ人数)		40	40	40	40	40

(5) 地域子育て支援拠点事業

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み (延べ人数)		6,500	6,500	6,500	6,400	6,400
②確保方策 (延べ人数)		6,500	6,500	6,500	6,400	6,400

(6) 妊婦等包括相談支援事業

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	妊娠届出数	59組	57組	57組	55組	53組
	1組あたり面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
	面談実施合計回数	177回	171回	171回	165回	159回
②確保方策	こども家庭センター 又は代替拠点	—	171回	171回	165回	159回
	上記以外で委託	—	—	—	—	—

(7) 産後ケア事業

(人)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み（延べ人数）	3	3	3	2	2
②確保方策（延べ人数）	3	3	3	2	2

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

(人)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み（実人数）	59	57	57	55	53

(9) 養育支援訪問事業

(人)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み（実人数）	1	1	1	1	1

(10) 妊産婦健康診査事業

(人)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み（実人数）	118	114	114	110	106
(妊婦健診回数)	826	798	798	770	742
(産婦健診回数)	118	114	114	110	106

(11) 放課後児童健全育成事業

(人)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	1年生	50	50	50	50
	2年生	50	50	50	50
	3年生	50	50	40	40
	4年生	25	25	30	35
	5年生	15	15	20	25
	6年生	10	10	10	10
②確保方策	200	200	200	210	210

(12) 病後児保育

(人)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み（延べ人数）	25	25	25	25	25
②確保方策（延べ人数）	25	25	25	25	25

(13) 利用者支援事業

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所

※母子保健型は、令和8年度にこども家庭センター型（母子保健機能）に移行見込みです

● 計画の推進にあたって

この計画の推進にあたっては、「子ども・子育て会議」を開催し、この計画の進捗状況の点検・管理を行い、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることとします。

● 計画推進の役割

1. 行政の役割

- 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、庁内はもとより関係機関との連携のもとに取り組みを推進します。
- 住民ニーズを把握し、柔軟な発想で計画を推進します。
- 地域や社会が保護者に寄り添えるよう関係機関をつなげるコーディネートをし、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる支援に努めます。

2. 家庭の役割

- 家庭や子育てのあり方、少子化への理解を進め、親子のきずなを深めるとともに、安らぎの場としての家庭づくりに努めましょう。
- しつけ、扶養、家事、介護など、互いに助け合いながら、家族一人ひとりが責任を果たしましょう。

3. 保育所・幼稚園・学校の役割

- 専門的な知識や施設を利用して、子どもの健やかな成長をはぐくむ教育、保育の充実に努めます。
- 地域社会と連携し、地域における子育て支援機関としての役割を、これまで以上に果たします。

4. 地域の役割

- 子どもは未来を担う、かけがえのない宝であるとの認識のもと、地域ぐるみで子どもの成長や子育てを支援しましょう。
- 各種の地域団体を中心にしながら、子どもの健全育成に関する活動を積極的に展開しましょう。

5. 企業の役割

- 子育てと仕事の両立支援に取り組み、ゆとりのある働き方を保障する労働環境の整備を進めましょう。
- 地域社会の一員として、地域社会への貢献と参画を、より一層進めましょう。

